

# 指定共同生活援助（日中サービス支援型）短期入所

## 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

### 1. 短期入所サービスを提供する事業所について

事業者名称	一般社団法人 風
代表者氏名	代表理事 坂本 章伍
本社所在地 (連絡先)	倉敷市水島南瑞穂町9番26号 086-444-3858
法人設立年月日	平成28年4月1日

### 2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業の所在地等

事業所名称	グループホームふうりん
サービスの 主たる対象者	知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者、難病等対象者
事業所番号	3310203660 (令和4年1月1日)
サービスの種類	日中サービス支援型共同生活援助、短期入所
事業の実施地域	倉敷市・岡山市・玉野市・早島町・矢掛町・浅口市（その他・応相談）
事業所在地	倉敷市真備町尾崎979番2
連絡先 担当者名	TEL：086-454-5930 管理者：坂本 章伍
利用定員	日中サービス支援型共同生活援助：8名 短期入所：1名
開設年月日	令和4年1月1日

#### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	一般社団法人風が設置する指定短期入所事業所グループホームふうりんにおいて実施する指定障害福祉サービスの必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び利用者の家族等の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保する事を目的とする。
運営方針	① 事業所の従業員は、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対し、その利用者

	<p>の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、必要な保護を行うものとする。</p> <p>② 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族のニーズに基づきながら、年齢や障がい特性に応じて、サービスの提供を行う。</p> <p>③ 従事職員の資質の向上を図り、良質なサービスが提供できるよう、継続的かつ定期的に研修の機会を設ける。</p> <p>④ 年齢や障がい特性に応じて、生活支援の提供を行うと共に、家族等の身体的・精神的な負担を軽減する為に、総合的なニーズを確認していき、家族等との連携を行いながら計画的にサービス提供を行う。</p> <p>⑤ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。</p> <p>⑥ 前5項の他に、関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。</p>
--	---

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（但し、12/29～1/3は除く）
営業時間	午前9時から午後4時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供	毎日（但し、12/29～1/3は除く）
サービス提供時間	24時間（但し、12/29～1/3は除く）

3. 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	木造
敷地面積	531.69 m <sup>2</sup> （2階含む）
延床面積	168.23 m <sup>2</sup> （2階含む）

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
居室（ホーム）	8室	エアコン、収納、呼出ブザー
居室（短期入所）	1室	エアコン、収納、呼出ブザー、テレビ 7.57 m <sup>2</sup>
リビング	1室	エアコン、冷蔵庫、食卓、テレビ
キッチン	1室	冷蔵庫、レンジ台付き食器棚
浴室	1室	一般浴槽、手すり、呼出ブザー

脱衣室	1室	洗面台、洗濯機
介護トイレ	1室	手すり、呼出ブザー
トイレ	2室	呼出ブザー

#### 4. 職員体制等について

##### (1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	個別支援計画の策定等を行うほか、他の従業員に対する技術指導又は助言等を行う。
生活支援員	日常生活上の支援、相談、介護を行う。
世話人	健康面の管理、日常雑務などを行う。

##### (2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			
サービス管理責任者	1		1			
生活支援員	4	3		1		
世話人	2	1	1			

#### 5. 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について

##### (1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
食事の提供	希望により以下の時間に食事の提供をします。 食事時間 朝食 07:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～ 年齢と障がい特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。
入浴または清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の字状態により入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・更衣・整容・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ① 排泄 必要に応じて介助、確認を行います。 ② 着脱衣 必要に応じて介助、確認を行います。

	③ 整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。 生活のリズムを整えるような支援を行います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関と連絡調整及び協力医療機関を通して健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	利用者の心身の状況、ご家族等の状況から見て送迎が困難と認められ、利用者、ご家族等が希望される場合は送迎を行います。

(2) 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無等)

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

(3) サービス料金

上記サービスの利用に対しては、食費にかかる経費を除き1割が訓練等給付費の対象となります。事業者が訓練等給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分として、サービス料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担)。

なお、訓練等給付費が支給される場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

本事業所が代理受領を行った訓練等給付費は利用者へ通知するものとします。

定率負担、実費負担のそれぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問い合わせください。

6. その他費用について

内容	料金	
食事	朝食	450 円
	昼食	550 円
	夕食	600 円

居宅に関わる 水道光熱費	1日につき400円
日用品費の実費	実費相当額
その他	実費相当額 ※日常生活において通常必要となるものに係る費用であってもその利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
キャンセル料	7日前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。 7日前までにご連絡がない場合は食費の実費相当額を請求いたします。

#### 7. 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額 その他の費用の 支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した翌月の月末までに利用月分の請求書をお届けします。原則、口座振替での支払いをお願い致します。ただし、口座振替が難しい場合は、支払い方法について別途協議させていただきます。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
--------------------------------	--

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにも関わらず支払期限から3ヵ月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解除したうえで未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 8. サービス提供にあたっての留意事項

##### 市町村の支給決定内容の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

#### 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律を厳守するとともに下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	坂本 章伍
-------------	-------

②成年後見制度の利用を支援します。

③虐待防止委員会の設置。

④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその 家族に関する秘密 の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・看護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱い
---------------------------------	---

	<p>いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者及び事業者の使用するもの(以下「従業者」という。)は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>●また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>●事業者は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持するべき旨に従業者と雇用契約の内容とします。</li> </ul>
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議棟で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</li> <li>●事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録も含む。)については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>●事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</li> </ul>

11. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

緊急連絡先 氏名： \_\_\_\_\_ (続柄： \_\_\_\_\_ )

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

12. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に依頼をしている医療機関です。

ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・病院名：医療法人ときわ会 藤井クリニック（訪問診療）</li><li>・院長：藤井 基弘</li><li>・場所：総社市駅南2丁目17-1</li><li>・電話：0866-31-7616</li></ul>
--------	---

### 13. 事故発生時の対応について

当施設の利用者に対する短期入所のサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、当施設において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。

市	市町村名	倉敷市
町	担当部・課名	障がい福祉課
村	電話番号	086-426-3305

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 賠償責任保険

### 14. 非常災害時の対応

平時の訓練	消防訓練を年1回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動火災報知器機</li><li>・誘導灯</li><li>・非常通報装置</li><li>・スプリンクラー</li><li>・消火器</li><li>・カーテン等は防火機能のあるものを使用しています。</li></ul>

### 15. 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定短期入所に係る利用者及びその家族から相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応する為の体制及び手順は以下のとおりとします。

① 苦情が発生した場合は、直ちに苦情受付担当者が相手方に連絡を取り、相手方の都合の良い日程に訪問するなどし、詳しい状況を伺い把握する。

② 苦情解決責任者が必要と判断した場合はサービス提供スタッフを参加させて検討会議を行う。

③ 検討会議を行わない場合も、対応を決定し具体的な対応を早急に行う。

④対応に時間を要する場合なども、その旨を当日中に一度は連絡をする。

⑤苦情対応の記録を作成し、5年保管すると共に、再発防止に活用する。

【事業者の窓口】 グループホームふうりん (担当)管理者 坂本 章伍	所在地 : 倉敷市真備町尾崎 979 番 2 電話番号 : 086-454-5930 受付時間 : 月～金曜日 11:00～16:00
【市町村の窓口】 倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課	所在地 : 倉敷市西中新田 640 電話番号 : 086-426-3305 受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 岡山県運営適正化委員会	所在地 : 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 3 階 電話番号 : 086-226-9400 受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:15

●その他、障害者虐待等に関する窓口一覧（別紙）を参照

#### 16. 心身の状況の把握

指定短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 17. 連絡調整に対する協力

短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

#### 18. 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定短期入所の提供にあたり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

#### 19. サービスの提供の記録

①指定短期入所の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間及び利用者負担額をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

②指定短期入所の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③これらの記録はサービスの完結日から5年間保存し、利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費負担をいただきます。）

#### 20. 事業所ご利用の際にご留意頂く事項

感染症対策	事業者利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、発熱後5日、かつ解熱後3日を経過するまで事業所利用はできません。
-------	--

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理の出来ない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

21. サービス提供開始年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年 月 日
-----------------	-------

22. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

障害者短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を利用者に行いました。

事業者	所在地	倉敷市真備町尾崎 979 番 2
	法人名	一般社団法人 風
	代表者名	代表理事 坂本 章伍
	事業所名	グループホームふうりん
	説明者氏名	管理者 坂本 章伍 ㊞

上記の説明を事業者から受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

家族または代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 ( ) ㊞